日本小学生バレーボール連盟指導者資格要領

（目的）

この要領は、バレーボールの普及・発展に寄与する小学生バレーボール指導者の指導者資格の範囲や、ファミリーマートカップ全日本バレーボール小学生大会などにおいて、ベンチ入りのための参加要件など、小学生バレーボール指導者資格としての取り決めを示すものである。

（日本小学生バレーボール連盟認定指導者とその有効期限）

(1) 全国小学生バレーボール指導者講習会一次講習会の受講者は、日本小学生バレーボール連盟初級指導者として認定する。

(2) 全国小学生バレーボール指導者講習会二次講習会の受講者は、日本小学生バレーボール連盟中級指導者として認定する。

(3) 全国小学生バレーボール指導者講習会三次講習会の受講者は、日本小学生バレーボール連盟上級指導者として認定する。

(4) 上記日本小学生バレーボール連盟認定初級・中級・上級指導者は、指導者講習会を受講した日から４年間の間に資質および指導力向上のため、日本小学生バレーボール連盟が開催する講習会を有効期間中に少なくとも１回は受講しなければならない。

但し、更新講習の開始にあたり、本格実施を予定する年度(29 年度)から 4 年間に 1 度受講することで、対象資格は更新されたものとする。

※なお、試行実施の 28 年度開催分もこの更新は有効とする。

（全日本バレーボール小学生大会におけるベンチ入りの要件）

(1) 全日本バレーボール小学生大会のブロック・地区予選会においては、日本小学生バレーボール連盟初級指導者以上（中級・上級指導者・日体協資格も可）が最低一人はベンチに入っていなければならない。

(2) 都道府県最終予選会においては、日本小学生バレーボール連盟中級指導者以上（上級指導者・日体協資格も可）が最低一人はベンチに入っていなければならない。

(3) 全日本バレーボール小学生大会の全国大会においては、公益財団法人日本体育協会認定バレーボールの指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチのいずれかの資格取得者がベンチ入りしなければならない。

（日体協資格の時限特例措置）

(1) 日体協資格において、受講終了後手続きまでに時間を要すことで、大会に間に合わない場合は、都道府県小連の理事長が、受講済みで目下申請中である旨の証明書を大会実行委員会宛に提出することで、資格取得予定者として、そのベンチ入りを認めることができる。

(2) 都道府県大会等については、同様に資格取得予定者として、確認の上ベンチ入りを都道府県小連の理事長が許可することができる。（一次、二次講習会も）

（その他）

(1)　スポーツ少年団交流大会においては、監督・コーチがベンチ入りするには、スポーツ少年団認定員（又は育成員）であることが義務づけられている。(平成 27 年度より)

(2)　小学生バレーボールの指導者は、公益財団法人日本バレーボール協会のＭＲＳに、小学生のカテゴリーとして登録をしなければならない。尚、登録をしていない指導者は、大会においてベンチ入りをすることができない。

(3)　小学生バレーボールの指導者は、チームの指導にあたり、宣誓書によりその指導における姿勢を宣誓しなければならない。尚、宣誓の際は、指導者の状況把握のために各指導者の資格に関する情報等を提供するものとする。尚、この個人情報は、その他の目的で使用することはできないものとする。

(4)　この要領は平成 28 年 3 月 21 日より有効とする。

（付記）

全国小学生バレーボール指導者講習会の日体協資格受講済みの措置については、当初平成２７年度までの時限措置となっていましたが、昨年度平成３０年度まで延長が認められました。また、三次講習会において日体協スポーツ指導員専門科目受講終了の措置についても、平成３０年度まで延長の時限措置が認められています。